

令和 7 年度第 1 回四條畷市国民健康保険運営協議会会議録

令和 7 年 8 月 20 日

四條畷市健康福祉部保険年金課

四條畷市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和7年8月20日（水曜日） 午後2時00分

1 場 所 市役所 本館3階 委員会室

1 案 件 (1) 会長及び副会長の選出について
(2) 令和6年度国民健康保険特別会計決算見込みについて
(3) その他

1 出席者	会長 太田 晓美	副会長 森本 勉
	委員 大原 芳剛	委員 横山 秀樹
	委員 井上 知代子	委員 東尾 邦子
	委員 原 一洋	委員 中井 康成
	委員 近藤 明喜子	委員 河口 理
	委員 瓜生 健太郎	
1 欠席者	委員 上田 とよ子	委員 村上 広美
	委員 東 隆	
1 事務局	健康福祉部長兼福祉事務所長	阪本 律子
	健康福祉部次長兼保険年金課長	板東 彰
	同主任	秋 和宏
	徴収対策課長	北井 勇樹
	同主任	谷口 美江
	保健センター所長	高岡 裕一
	保健センター所長代理	北村 さやか
	同職員	松岡 佑季
	同職員	大財 加恵

開会 午後2時00分

○事務局

定刻となりましたので始めさせていただきます。

ただいまから令和7年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましてはお忙しいところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

それでは開会にあたりまして市長よりご挨拶を申し上げます。

○錢谷市長

皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました市長の錢谷翔でございます。

令和7年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日ご参会の皆様方におかれましては、平素より本市の市政各般にわたりまして、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを心より感謝申し上げます。

またこの度、国民健康保険の運営協議会委員の就任をお願いいたしましたところ、国民健康保険行政の深いご理解のもと、ご快諾いただきましたことに心より重ねて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。さて、平成30年度から国民健康保険制度が広域化し、大阪府が市と共同で国民健康保険制度の運営を行っております。令和6年度には府内市町村の保険料率を統一化するなど、大阪府国民健康保険運営方針に基づく制度運営が行われているところでございます。

国民健康保険におきましては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等によりまして、被保険者数が減少となる一方で、1人当たりの医療費が増加傾向にあります。取り巻く環境は厳しい状況ではございますが、本市といたしましては共同保険者としての役割を担う大阪府と連携をして、被保険者の方に安心して医療を受けていただくことができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

本日の協議会におきましては、令和6年度の国民健康保険特別会計の決算見込み、事業報告についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

結びになりますが、国民健康保険事業の運営に対しまして、なお一層のご支援、ご協力をお願いしますとともに、本日ご出席皆様方のご活躍、そしてご多幸を祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からのご挨拶と代えさせていきます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局

次に阪本健康福祉部長より、本日のご出席の委員及び職員を紹介させていただきます。

○事務局

健康福祉部長の阪本でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

さて、委員の皆様には本年3月末の委員任期満了に伴いまして、今期の委員の就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。

本日は改選後の初めての協議会でございます。新しく委員になられた方もおられますので、私の方から改めて委員皆様のご紹介をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

まず、委員の方からご紹介させていただきます。

公益を代表する委員といたしまして、太田委員でございます。森本委員でございます。大原委員でございます。横山委員でございます。

次に、被保険者を代表する委員といたしまして、井上委員でございます。上田委員は欠席というごとでお伺いしております。東尾委員でございます。原委員でございます。

次に保険医及び保険薬剤師を代表する委員といたしまして、中井委員でございます。近藤委員でございます。河口委員でございます。

次に被用者保険等保険者を代表する委員といたしまして、瓜生委員でございます。東委員は欠席と伺ってございます。なお、村上委員につきましても所用のための欠席と伺ってございます。

委員の皆様には当協議会の運営につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、事務局の職員も一部異動がございましたので、改めて紹介させていただきたいと思います。健康福祉部次長兼保険年金課長の板東でございます。主任の秋でございます。保健センター所長の高岡でございます。所長代理の北村でございます。職員の松岡でございます。同じく職員の大財でございます。徴収対策課長の北井でございます。主任の谷口でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

公務の都合上市長はここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

続きましてお手元の資料の確認をさせていただきます。本日の「次第」「四條畷市国民健康保険運営協議会委員名簿」「令和7年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会資料」最後に「その他（報告）」になります。資料は以上になります。不足がございましたら挙手をお願いしたいと思います。

それでは議事に入らせていただきます。現在、本会の会長、副会長につきましては、本年3月の任期満了に伴い不在となっておりますので、議事進行につきましては会長が選出されるまでの間は、国民健康保険条例施行規則第3条第1項ただし書きの規定によりまして、公益を代表する委員のうち年長の委員が議長を務めることになっておりますので、横山委員よろしくお願ひいたします。

○横山議長

改めまして皆様こんにちは。四條畷市社会福祉協議会の横山と申します。ただいま事務局の方から紹介がありましたけども、私が年長者ということで私事で非常に恐縮ですけれども、この6月で75歳

になりまして、国民健康保険証を返上しまして、後期高齢者医療証を受領したばかりでございます。

それでは規定にのつとりまして、会議を進めさせていただきたいと思います。委員の皆様にはご協力のほどよろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは本日の出席状況につきまして、報告をお願いできますでしょうか。

○事務局

本日の出席者数は11名です。従いまして、国民健康保険条例施行規則第4条第1項の規定により、委員定数の半数以上が出席されておりますので、本会議は成立しますことをご報告いたします。

なお、先ほどご案内の3名の委員様におかれましては、他の所用のため欠席される旨ご連絡をいたしております。

○横山議長

ありがとうございます。ただいまの報告の通り、本会議は成立をいたしますので、議事に入らせていただきます。まず、本日の会議録署名委員に東尾委員さんと近藤委員さんにお願いします。それでは、案件1「会長及び副会長の選出について」を議題といたします。それぞれの選出にあたりまして、事務局の方で説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

ただいまの議案、会長及び副会長の選出方法についてご説明いたします。

国民健康保険法施行令第4条第1項の規定におきまして、会長は公益を代表する委員のうちから全員がこれを選挙するとなっております。また副会長は同条第2項で会長に事故ある時の職務を代行するものとして、前項の規定に準じて選挙された委員と定められています。

従いまして、本選出にあたりましては、公益を代表する4名の委員の中からお選びいただくことになりますので、ご了承をお願いいたします。

○横山議長

ありがとうございます。それでは事務局から説明がありました通り、会長及び副会長はいずれも公益を代表する委員の中から選出していただくこととなります。選任方法につきまして、ご意見はございますでしょうか。

○A委員

前回と同じように、公益委員の皆さんで話し合いをされて、決めていただいたらどうでしょうか。

○横山議長

ありがとうございます。A委員さんの方から、公益代表委員での話し合いにより選出をというご提案がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○B委員

これは初めてなんすけども、今まで別室で話したりとかされてますか。

○事務局

今ご意見いただきましたように、公益代表委員の協議でということで、各選出をさせていただいてるというような経緯でございます。

○B委員

そしたらもうここに4人おられますんで、誰かから指名というか推薦を言わしてもらって、進めさせていただいたらいかがですか。

○事務局

B委員の方からご意見がございましたが、議長それでよろしいでしょうか。

○横山議長

ありがとうございます。それでは公益代表委員での話し合いにより選出という提案で、ご異議がないようございます。公益代表委員の皆様には別室で協議をお願いいたしますので、暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

○横山議長

それでは事務局の方から、会長副会長の選出につきまして説明をしていただいてよろしいでしょうか。

○事務局

公益代表委員の方でお話をさせていただきまして、会長を副会長が選出されましたので、事務局の方からご報告をさせていただきたいと思います。ご協議いただきました結果、会長に太田委員、副会長に森本委員と決定をさせていただきました。以上でございます。

○横山議長

太田会長、それから森本副会長、恐れ入りますけれども、前の席の方へ移動いただけますでしょうか。

(席移動)

○太田会長

それでは会長就任にあたり一言ご挨拶させていただきます。

引き続き会長を務めさせていただきます太田と申します。初めての方もおられますので、大阪電気

通信大学の四條畷キャンパスの健康情報学部に勤めております。

国民健康保険が市民にとって大変大切なものだということ、その制度を運営するという立場だということをしっかりと認識しつつ、皆様のご意見をいただきながら努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。では引き続きまして副会長からご挨拶をお願ひいたします。

○森本副会長

私、この5月まで第51代四條畷市議会の議長を2年間務めさせていただきました森本でございます。この運営は初めて参加させていただくことになりますので、初心者でございますけれども、会長さんを補佐いたしまして、円滑に議事運営が進められますように全力を尽くしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○太田会長

ありがとうございました。これより引き続き会議を進めさせていただきます。議事進行につきまして委員の皆様のご協力をお願ひいたします。

それでは、次の案件2「令和6年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局

それでは令和6年度決算についてご説明いたします。私の方からは保険年金課についてご説明いたします。資料の2ページをご覧いただきたいと思います。

「1歳入歳出決算見込み」でございます。まず歳入の主な項目についてご説明いたします。

国民健康保険料につきましては、10億7,759万円で、前年度比111.5%、約1億1,117万7,000円の増でございます。これは大阪府統一保険料率への移行による増でございます。

次に国庫支出金は0円で、前年度からの皆減でございます。これは令和5年度のみの出産育児一時金国庫補助金が終了したためでございます。

次に府支出金につきましては35億5,503万6,000円で前年度比96.2%、約1億3,995万8,000円の減でございます。これは保険給付費及び保健事業費の減少に伴うものでございます。

次に繰入金につきましては、6億6,449万9,000円で前年度比88.3%、約8,762万8,000円の減でございます。この要因といたしましては、財政安定化基金からの繰入金の減少によるものでございます。

次に諸収入につきましては、1,206万円で前年度比64.4%、約666万3,000円の減となっております。これは第三者行為に係る求償額が減少したことによるものでございます。

次に繰越金は1,785万7,000円で前年度比21.4%、約6,574万2,000円の減でございます。

歳入合計といたしましては53億2,769万3,000円で前年度比96.6%、1億8,865万4,000円の減でござ

います。

次に右側の歳出につきましては、総務費1億1,100万2,000円で前年度比112.9%、約1,269万円の増でございます。これは主に人件費の増加によるものでございます。

次に保険給付費につきましては、34億5,682万4,000円で前年度比96.8%、1億1,443万2,000円の減となっております。要因といたしましては、被保険者数の減少によるものと考えております。

国民健康保険事業費納付金につきましては16億3,929万9,000円で、前年度比97.3%、約4,490万8,000円の減となっております。

次に保健事業費につきましては、4,819万1,000円で前年度比87.8%、672万4,000円の減でございます。その主な要因としていたしましては、被保険者数の減少による委託料の減少によるものでございます。

次に基金積立金につきましては、1,007万8,000円で、繰越金から国庫負担金等の精算による返還金等を除いた金額を積み立てております。

次に諸支出金につきましては、1,237万1,000円で前年度比115.8%、169万1,000円の増となっております。

歳出合計といたしましては、52億7,794万9,000円で、前年度比96.0%、2億2,054万2,000円の減でございます。

その下、歳入歳出差引額といたしましては4,974万4,000円の黒字で、単年度収支は3,188万8,000円のプラスでございます。

次に3ページをご覧ください。「被保険者数等の状況」でございます。

「(1) 世帯数及び被保険者数」の表をご覧ください。令和6年度は前年度に比べまして世帯数で321世帯の減少、被保険者数で657人の減少でございます。主な要因といたしましては、その下、「(2) 被保険者数増減内訳」の表で、後期高齢者医療制度への移行が633人となったことによるものでございます。

次に「(3) 加入状況」につきましては、加入率が世帯数で24.1%、被保険者数で16.7%で、いずれも1ポイントあまり減少しております。

次に4ページをご覧いただきたいと思います。「保険料の状況」でございます。令和6年度の保険料率はご覧の通りで前年度に比べて標準保険料率に完全統一したことにより大きな増加となっております。

次に賦課限度額につきましては、国民健康保険法施行令の改正により後期支援金分が2万円増加しております。限度額、世帯数等は表に記載の通りとなっております。

次に5ページをご覧ください。調定額の状況につきましては、1世帯当たり調定額は17万2,341円で、前年度比117.79%と増加しております、1人当たり調定額は11万5,515円で前年度比119.43%と増となっております。

次に収納率の状況でございます。現年度分は94.01%で前年度に比べまして0.13ポイントの減となっております。滞納繰越分は38.41%で前年度比で10.56ポイントの増でございます。

次に保険料の軽減の状況につきましては、件数は3,810件で、前年度比92.88%、292件の減少、金額につきましては、2億7,709万5,000円で対前年度比112.23%、約3,020万1,000円の増となっております。

次に保険料減免の状況でございます。件数につきましては258件で前年度比98.85%、3件の減となっております。金額では3,268万2,000円で前年度比94.28%、198万4,000円の減となっております。これは所得減少に係る減免が26件増加した一方で、市独自項目がなくなったことによる減少との相殺によることが主な原因でございます。

次に6ページをご覧ください。「(4) 給付の状況」でございます。表に記載の通り費用額につきましては、前年度比95.7%、1人当たり費用額は前年度比102.9%の増加となっております。その他給付費の状況につきましてはご覧の通りとなっております。

以上簡単ではございますが、保険年金課所管部分についての説明とさせていただきます。続きまして、保健センターより説明させていただきます。

○事務局

続きまして保健センターから国民健康保険保健事業についてご説明いたしますので、恐れ入りますが8ページをお開きください。

まず「(1) 特定健康診査・特定保健指導」につきましては、四條畷市第四期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防を目的に40歳以上75歳未満の方を対象とし、実施いたしました。

「①特定健康診査」の受診率につきましては27.2%と前年度と比較し0.2%増加しております。受診率向上に向けた取り組みとして、業務委託により過去7年間の受診歴や結果などのデータをもとに被保険者を、初めて健診対象となる人や居住地、受診方法別など5つのグループに分類し、受診勧奨通知や保健師、栄養士などの専門職による電話勧奨を行い、健康相談も含め、受診の必要性を説明しつつ勧奨に努めているところでございます。

「②特定保健指導」につきましては5.9%と前年度と比較し4.3%減少しております。減少の要因として、未利用の理由に「問題があると感じない」「自分なりに取り組みを行っている」と回答している人が多いことが考えられます。引き続き、保健指導の必要性についてわかりやすい周知啓発に努め、

特定保健指導実施日を市が指定し通知することで、保健指導を受けなければならないという意識づけを行うよう案内するなど、利用しやすい環境整備に努めてまいります。

「③特定健診のフォローアップ事業」 「④糖尿病性腎症重症化予防事業」につきましては、特定健診の結果やレセプトデータから各事業の対象者を抽出し、委託業者から受療勧奨を行い、重症化を予防し、生活の質の低下を防ぐとともに、医療費の抑制並びに適正化に努めました。

「③特定健診のフォローアップ事業」では、高血圧、高血糖の数値該当者で服薬のない人に、大阪府国民健康保険団体連合会から電話による受療勧奨を実施いたしました。受療勧奨後、医療機関受診率が51.5%と前年度と比較し10.1%増加しております。

「④糖尿病性腎症重症化予防事業」における受療勧奨業務では、糖尿病の治療中断者7名に対し、個別通知と電話勧奨を実施し、1人が利用しております。また、糖尿病性腎症重症化予防業務では、糖尿病性腎症または糖尿病の患者が腎不全や人工透析へ移行を防止することを目的に、かかりつけ医と連携しながら患者自らが体調を自己管理できるよう、保健指導プログラムを実施し、172人中7人が参加いたしました。

次に9ページをご覧ください。「(2) 重複多剤投与者に対する取り組み」につきましては、重複投薬、多剤投薬、禁忌投薬が見込まれる対象者を抽出し、服薬に関する助言や適正な医療機関の受診に向けた意識改善、医療費の抑制並びに適正化につなげることを目的に委託業者による事業を実施いたしました。重複投薬者20人、多剤投薬者373人に個別通知を行い、コールセンターの開設、重複多剤投薬者への訪問、電話指導を実施いたしました。改善率は、重複投薬者45%、多剤投薬者21.2%となっております。個別通知をすることで改善効果が期待できることから、今後も引き続きレセプトデータに基づき、適正な医療機関の受診や適切な服薬をめざし、今後も粘り強く丁寧な取り組みを継続してまいりたいと考えております。

「(3) 若年健康診査事業実施状況」につきましては、15歳以上40歳未満の方を対象に大東四條畷医師会の各医療機関で若年健康診査を実施いたしました。受診率につきましては10%と前年度と比較し1.6%増加しております。保健事業についての説明は以上となります。続きまして、徴収対策課より説明させていただきます。

○事務局

続きまして、徴収対策課分をご説明させていただきます。12ページをご覧ください。初めに修正部分がございますのでそちらの訂正をお願いいたします。12ページの「③電話催告（市税等コールセンター）」の実施期間の終了年月が令和8年3月と、「④納付書等投函業務員」の実施期間の終了年月が令和6年3月となっていますので、恐れ入りますが令和7年3月に訂正をお願いいたします。それでは説

明に入らせていただきます。

「(1) 未収入額等の状況」につきましては、令和6年度国民健康保険料収入済額は、現年度分で9,574万6,000円、滞納繰越分で4,831万2,000円となり、1,403万6,000円を不納欠損処分としたため、繰越未収入額は1億2,681万5,000円となりました。

「(2) 現年度徴収」につきましては、令和6年度の督促状送付の取り組みとして、督促状を9,223件送付し、督促手数料を37万8,320円、延滞金579万8,299円を徴収いたしました。平日に来庁が困難な方に対し、休日納付相談を8回実施いたしました。コールセンターによる電話催告として3,053件の架電を行い、912万3,784円の納付がございました。納付書等投函業務員として163件を訪問し、169万8,251円の納付がございました。

次に13ページをご覧ください。「(3) 滞納処分の実施」につきましては、財産差し押さえとして令和6年度に190件、3,473万1,030円を差し押さえ、納付額は441万9,687円となっております。差し押さえ債権の内容としては、預貯金、給与、年金、生命保険等を差し押さえいたしました。交付要求として令和6年度に9件、24万7,759円の配当がありました。

14ページをご覧ください。「(4) 大阪府域地方税徴収機構」につきましては、令和6年度は市税と合わせて82件を引き継ぎ、完結事案45件でございます。国民健康保険料の収入分は1,527万9,555円でございます。以上で徴収対策課分の令和6年度の決算見込みの状況についての説明を終わらせていただきます。

○太田会長

ただいま説明していただきました内容について、ご意見ご質問等ありましたら挙手願います。

○森本副会長

初めてですんで当然知っていないとあかんことと思いますが、強制徴収債権でも時効欠損ありますよね。今のこの報告書の中には時効による不納欠損の金額というのが示されていないと思うんですけども、その理由と、また金額わかりましたら教えていただけますか。

○事務局

資料をお配りしてもよろしいでしょうか。「不納欠損処分状況の推移」について説明させていただきます。令和6年度不納欠損額は1,349件であり1,403万6,314円です。それで地方税第15条の7第5項、即時欠損については17件、16万2,880円です。国民健康保険法第110条事項については、1,332件、1,387万3,434円であり、そのうち停止中のもの868件、1,013万8,104円、停止中でないもの464件、3,73万5,330円となります。

○事務局

ちょっと補足させていただきます。「未収入額等の状況」というところで1,403万6,000円を不納欠損としたためという記載があるので省略している状況ですが、特にその理由というのはございません。資料の通り、不納欠損額の推移は、2年から6年までを配らせていただいたんですけども、このような状況となってございます。もう少し補足しますと滞納処分の停止とは何ぞやとか、不納欠損とは何ぞやというご説明になるんですけども、法令で言いますと国民健康保険法の79条の2というところですね、滞納処分については地方自治法の第231条第3項の3で歳入とするという文言ございまして、これ何書いてあるかといいますと地方税の例により滞納処分できますということが書いてあるふうになってございます。

強制徴収公債権と言われてる部分につきましては、すべて地方税の例によって滞納処分することができるというふうになっておりまして、それで督促を出して連絡のない方について、滞納処分をしないというふうになってございます。

その中では、資料に書いてます通り110条って書いてあるんですけど、これ地方税法上の18条と言われます5年時効の部分なんですが、国民健康保険料につきましては110条で2年時効となってますので、税より保険料の方が時効が短いっていうふうになってございます。

なので、地方税法とちょっと違うところで言いますと地方税法の第15条の7の第5項適用分という部分と、いわゆる地方税法上でいう第18条の部分、5年時効に関わるところでいう国民健康保険料の第110条適用分のこの2つを合わせて1,400万円という数字になって、ここ数年の集計もお示しさせていただいたということになります。

その110条、2年以内に徴収権がない場合は時効を迎えるということになるんですけど、その内訳というのは、滞納処分の停止中のものと停止中でないもの、この2つに分かれておりまして、表の下の部分になるんですが、令和6年度の決算見込みの状況ですと110条適用分の停止中のもの868件、停止中でないもの464件、この分類に分かれてるということになります。停止中のものというのが、滞納処分ができるような財産がない方ですとか生活困窮の方、それから居所不明の方、これ地方税第15条第1項の1号2号3号の分類になるんですが、こういう方を調査した上で、結果的に時効を迎ってしまったので欠損したという分類になりますし、110条の適用分の停止中でないもの、ここがいわゆる通常の消滅時効とこういう分類になります。

この停止中でないもの、ここはよろしくないのでここを縮減するような取り組みを進めているというのが徴収対策課の業務ということになってございます。以上追加の補足とさせていただきます。

○森本副会長

今、徴収対策課長が説明をしていただきましたけどね。これ我々誰1人としてこんな地方税法の専

門家でも何でもないわけなんですね。ということはこういう資料をお作りいただくのであれば、それぞれ科目でこう書いておられるような所、この条文はですね、どういうものであるのかということをね、やっぱり記載していただかないと、そこで説明今聞いていただけでも右から左に流れるばっかりで、せっかく皆さんと作っていただくことに、これは感謝してるんですけども、やはりこここの第15条の7とかこれ一体何なのかなということはちゃんと書いてですね。見たらわかるという資料にまずはしていただきたいということを要望はしておきますんで、検討していただきたい。

元に戻りますけども、こういう会計の見込書の中にですね、本来もともとこういうふうな欠損については記載があるべきだと思うんですね。これ保険料ですけれども基本的にはもう税と同じものですから、やっぱり不納欠損というのは決算書でも必ずそいつたものがついてきますからね。数字が合わないですよね結論から言いますと。欠損があるのに載ってないと言うことは、入と出の数字が合わないということになってる資料だと思うんですよ。

ですから今後は不納欠損についても、この資料としてしっかりと載せていただくようにしていただきたい。これはなぜかといいますとやはり市民の皆さんの負担に、やっぱりその不公平感を持たれるようなことがあつたら駄目だと思うんですね。だからそういう取れないものは取れないんだというところをしっかりと理由を説明していただきて、さつきみたいに、もう差し押さえる資産がないんだという人と、あるのに払わないという人は、これ今停止中と停止中でないというところで分かれてるという説明なんすけれども、そいつたところもですね、これ当然今日は運営ですけれども、今後市の広報などでですね、今後これ市民の皆さんに周知されていくわけですから、市民の人にもわかりやすいように、不公平感のないように風通しの良い報告書を作っていただきたいなということはお願いをしておきたいと思います。

それで最後にしますけれども、公売状況をみますとこれゼロになってますけども、これ公売に至らない理由というのは何かあるんですか。

○事務局

公売に至らない状況というのは、特に令和4年5年にはその物件の差し押された額による、特に国民健康保険料にかかる部分の物件では、公売の案件がなかつたというだけで、滞納処分による差し押さえを実施したかというと実施しておりまして、例えば動産であつたりとか、動産というと自動車とかそいつたものも、差し押さえ実績はございますが公売まで至つたものが令和4年5年6年にもなかつたという状況だけではございますので、差し押さえ物件として予定としているものはあるんですけど、なかなかその公売となりますと、競り売りという昔ですとインターネット公売みたいなやつしたことあるんですが、そういう状況まで行くことがあるんで、換価の容易な財産ということに順番で行きます。

例えば不動産を差し押さえにするにしても売却するには非常に手間がかかる公売という競り売りをしないといかんというところがあるんで、そういう実績はないんですけども、それよりも換価が容易な財産から滞納処分をしていくということから債権とかそういったものが優先されてるという状況ではございます。以上です。

○森本副会長

これ最後にしますけども、そういう対象の人がですね、四條畷から引っ越して出て行かれるケースも多々あると思うんですけども、そういったところってのはどういうふうになっているんですか。

○事務局

転出した方も追いかけるというとあれなんですけど、他市に行きましたも滞納処分というのは執行する実績はございますので、出て行っても追いかけます。

○森本副会長

もう本当に最後にしますけども、そういったところもね、やっぱりきっちりと徴収対策課がやってくれてるんだということが、見えないんですよね。だから聞かないと仕方ないわけですよ。

本当にその業務を大変なお仕事していただいているということはすごい本当に感謝しますんで、だからそう言ったわかりやすい説明って言うのかな。そういう引っ越していく人結構いてはると思いますから、そういったところも、具体的にはこういう方法で追跡していってるんですよとか、それをその中で不納欠損なんて言ってこれ時効消滅していく部分もこれだけあるんですよとかいうようなことも、やっぱりもう少し盛り込んでいただきたいなということで、ちょっと部長にはちょっとすいませんが次回に向けてですね、そういった資料づくりに、また時間かけますけどもよろしくお願いしたい。以上です。ありがとうございました。

○太田会長

ありがとうございます。私などはちょっと事前に詳しく説明を聞いたりする機会をいただくこともあります、自分で調べたりすることもできるんこともあるんですけども、確かにもしかしたら、もうちょっと今、いつもやっていただいているようなことを言っていただくと、理解が進んで前向きな意見が出るかもしれないなというふうには思います。

もちろん、業務上の負荷があまり上がらない程度というところではありますけれども、説明少し追加していただいたりすると、検討していただけるとありがたいというところでございます。

それでは他にご意見質問等ございますでしょうか。C委員お願いします。

○C委員

私から1点だけお尋ねをしたいんですけども、資料の5ページなんですけれども「(4) 収納率の

状況」のところなんですかけれども、ここに記載していただいているのは四條畷市の収入状況を記載しているんですよね。お尋ねしたいのは、事業が広域対応でやってますので府全体の収納状況がわかれれば、それぞれ現年度分、滞納繰越分がわかれれば教えていただきたいのが1点と、もう1つは大阪府全体の中で、この四條畷市の徴収率はどの辺のランクに値しているのか、わかれれば教えていただきたいと思います。

○太田会長

事務局いかがでしょうか。はい。ではお時間いただくということで、よろしくお願ひいたします。

その他質問ご意見等ございますでしょうか。

私も1つだけですね、保健センターから報告していただきました分ですけれども、8ページの「①特定健康診査」の受診についてですけれども、いろいろここを毎年対応していただいていると思います。先ほども過去の受診率等も調べてまたお送りしたりしてることでしたけども、受診率なかなか変わってはこないと思いますが、新しく働きかけたことに対して、これが効果があるというかそういうのがわかっているのかということと、あと過去を調べていらっしゃるということですので、今まで受診した人がずっと継続してるばっかりというふうになってるのかと、その辺でわかつてる範囲のこと教えていただければと思います。

○事務局

ご質問いただきありがとうございます。特定健診の未受診者対策につきましては、こちらで通知文を送ったりとか電話勧奨を実施させていただいている現状ではあります、いろいろ電話勧奨がやはり一番効果が強いかなというふうにこちらとしても感じておりますし、毎年していく中でも委託業者さんからもそういう報告をいただいております。

電話のやり方についても、今は保健師であったり栄養士が対応しているというところもありますし、電話をするタイミングっていうのも、通知文を年に3回送らせていただいているんですが、2回目送ったタイミングのすぐ後ぐらいに電話をかけさせてもらって、実際に届きましたかという確認だとかというふうなところが、効果的であるというふうに報告もいただいておりますので、引き続きこのように進めていこうかなというふうに思っている現状でございます。

○太田会長

ありがとうございます。新しい方が受診するのはなかなか難しいというようなところはそこは変わらないですかね。

○事務局

そうですね。40歳になったタイミングの方とか新しく国保に加入された方を対象に、通知文を5種

類に分けて送っているというふうにお伝えさせてもらったんですが、その中の1つに新規加入者という人も入れ込んでいたりだとかしまして対応はしてるんですけど、なかなかちょっと上がり切らないという現象はあるかなと思います。また他市の状況なども聞きながら、来年度どういうふうに進めていくかというところも考えていけたらいいかなというふうに思っている現状でございます。

○太田会長

ありがとうございます。その他ご質問ご意見等よろしいでしょうか。事務局お願ひします。

○事務局

○委員からご質問いただきました収納率の関係なんですけれども、資料の「収納率の状況」に記載しておるのは今回国民健康保険料の令和6年度の現年分、滞納繰越分の収納率の状況というところでございます。府全体の状況ということなんですけれども、ちょっとと今大阪府のHPの方で公表されてる最新のものが令和4年度の収納率の状況というところで、そちらの方でお答えをさせていただければと思います。府全体の現年分の収納率につきましては94.14%で令和4年度の本市の収納率が94.72%というところで、全体よりかは上回ってる状況というような状況でございまして、府内順位につきましては15位というところの順位になっておるような状況でございます。

滞納繰越分につきましては、本市32.02%というところの収納率なんですけれども。すいません、先ほど現年分の府内市町村の計が94.14と申し上げましたけど93.18で修正の方お願ひします。滞繰分につきましては各々の43市町村の収納率、滞繰分の収納率は示されているものの、全体の市町村の計であったり順位というのは示されてないのが現状でございます。

○太田会長

○委員いかがでしょうか。ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

そうしましたら、この案件につきましてはここまでとさせていただきます。

引き続き、案件3「その他」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

案件3「その他」について説明いたします。案件ではなく報告になるんですが4点あります、まずは「1. 高齢受給者証の更新について」の報告でございます。

70歳から74歳の被保険者が持っておられる高齢受給者証が7月末日で有効期限を迎えることから、7月18日に8月以降の更新分を送付いたしました。ただ昨年、令和6年12月2日以降は保険証の新規発行が廃止となっていることから、保険証を持っている方もいれば資格確認書を持っている方、マイナ保険証を持っている方と様々おられますので、以下の表にありますような形でそれぞれ対象の方に送付しております。受診時には表の右側にあります通り医療機関等に提示していただくこととなります。

送付物と受診時に出していくるものについては下の表をお読み取りいただきたいと思います。

次に「2. 保険証等の更新について」ですが、現在発行しております保険証や資格確認書の有効期限を一律10月31日までとしておりますので、11月以降は保険証を持つ方というのは実質いない形になります。11月以降に使用していく資格確認書及び資格情報のお知らせを、以下の表の通り10月中に送付する予定でございます。

次に裏面にあります「3. 限度額区分（低所得Ⅰ）の判定基準額の改正について」でございます。説明にあります通り令和6年の老齢基礎年金の満額の支給額が80万円を超えることから、低所得Ⅰの判定基準額がその額に合わせて引き上げられました。その結果、改正後の額としまして80万6,700円となったものでございます。こちらは令和7年8月1日より施行となっております。

最後4点目でございます。「子ども・子育て支援金制度について」でございます。

趣旨の項目にあります通り、子育てにかかる経済的支援の強化や、制度の拡充などをめざしまして、その財源に充てるために子ども・子育て支援金制度が創設されました。

その内容につきましては令和8年度より医療保険者から医療保険の保険料と合わせて子育て支援金を徴収することが定められたものでございます。

18歳未満の子どもがいる世帯には賦課をしないこととされておりまして、被保険者1人当たりの額としましては、令和8年度では月額250円、令和9年度では月額300円、令和10年度では月額400円と国の方で試算されております。制度の詳細につきましては、令和7年12月から令和8年1月頃の法改正により示される予定となっております。1点だけすいません修正させていただきます。18歳未満の子どもがいる世帯には賦課をしないということで今説明させていただいたんですが、18歳未満の子どもには賦課をしないという形ですので、修正させていただきます。制度の詳細につきましては先ほどの1月ごろの法改正によりまして示される予定ですので、条例につきましては本年度末にかけて改正をする予定となっております。案件3「その他」については以上でございます。

○太田会長

ありがとうございます。ただいま報告をいただきました件について質問ご意見等ありましたら挙手願います。よろしいでしょうか。ではないようですので、以上で終わらせていただきます。

これで本日の案件はすべて終了いたしましたので、これにて会議を終了させていただきます。委員の皆様ありがとうございました。

閉会 午後3時5分